

令和6年小樽市議会第2回定例会提出予定議案

(予 算 議 案)

議案1 令和6年度小樽市一般会計補正予算（先議分）

議案2 令和6年度小樽市一般会計補正予算

議案3 令和6年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

議案4 令和6年度小樽市下水道事業会計補正予算

(条例案その他の議案)

議案5 小樽市自治基本条例の一部を改正する条例案

経営の視点を取り入れた計画的な行政運営に努めることを明記するとともに、市民にも、訪れる人にも、魅力的なまちづくりを進めることを明確にするほか、所要の改正を行うもの

《改正内容》

① 経営の視点の追加

人口減少や少子高齢化が進む中で、限られた財源と職員で複雑多様化する課題に対応し、持続可能なまちづくりを行うため、行政運営に、「最少の資源で最大の効果を発揮する」などの経営の視点を取り入れることを明記する。

② まちづくりについての明確化

市民にも、訪れる人にも、魅力的なまちづくりを進めることを明確にする。

③ 所要の改正

引用法令の追加及び文言整理を行う。

④ 関係条例の整備

上記①の改正に伴い、小樽市総合的な計画の策定等に関する条例について、引用条項の変更を行う。

施行期日 令和6年10月1日（③については、公布の日）

議案 6 小樽市税条例の一部を改正する条例案

地方税法の一部改正（令和 6 年 3 月 3 0 日公布、同年 4 月 1 日施行等）に伴い、バイオマス発電設備の固定資産税等の特例措置の特例率を定めるとともに、所要の改正を行うほか、軽自動車税種別割の減免手続の見直し等を行うもの

《改正内容》

① 固定資産税等

ア 木竹又は農業残さに係るバイオマス発電設備（出力 1 万 k W 以上 2 万 k W 未満のもの）に係る固定資産税の課税標準の特例措置の特例率を 7 分の 6 とする。

イ 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業により整備された一定の滞在快適性等向上施設等の固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の特例率を 2 分の 1 とする。

② 軽自動車税

身体障害者等に対する軽自動車税種別割の減免について、前年度に減免を受け、減免事由が継続していると認められる者についての申請手続の簡素化等を行う。

③ 所要の改正

ア 公益法人等に係る市民税のみなし規定の削除

イ 私立学校法の一部改正に伴う引用条項の変更

ウ 文言整理

施行期日 公布の日（③アについては公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年 1 月 1 日、③イについては令和 7 年 4 月 1 日）

議案 7 小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

基準府令（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）の一部改正（令和 6 年 3 月 1 3 日公布、同年 4 月 1 日施行）に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するもの
《基準府令の改正内容》

・小規模保育事業所等における保育士等の配置基準の見直し

小規模保育事業所等における保育士等の配置基準（最低基準）が、以下のとおり見直された。

	改正前	改正後
満 3 歳以上 満 4 歳未満の児童	おおむね <u>2 0</u> 人につき 1 人以上	おおむね <u>1 5</u> 人につき 1 人以上
満 4 歳以上の児童	おおむね <u>3 0</u> 人につき 1 人以上	おおむね <u>2 5</u> 人につき 1 人以上

※ 当分の間、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、従前の基準により運営することを妨げない旨の経過措置が設けられた。

施行期日 公布の日

議案 8 小樽市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例及び小樽市地域包括支援センター運営協議会条例の一部を改正する条例案

基準省令（介護保険法施行規則）の一部改正（令和 6 年 3 月 29 日公布、同年 4 月 1 日施行）に伴い、改正後の基準省令のとおり適用するとともに、所要の改正を行うもの
《改正内容》

- ① 小樽市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正

《基準省令の改正内容》

- | |
|---|
| <p>・ 地域包括支援センター（以下「センター」という。）における職員配置の柔軟化</p> <p>ア 第 1 号被保険者の数が、おおむね 3, 000 人以上 6, 000 人未満ごとにセンターに配置すべき常勤職員の員数（保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員各 1 名）について、常勤換算方法（非常勤職員を含めた勤務延時間数を常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、常勤職員の員数に換算する方法）によることを可能とした。</p> <p>イ 複数のセンターが担当する区域を一つの区域として、当該一つの区域において、配置すべき常勤職員の員数（①と同様）を満たせばよいこととされた。</p> <p>※ アイともに、地域包括支援センター運営協議会が認める場合に限る。</p> |
|---|

- ② 小樽市地域包括支援センター運営協議会条例の一部改正

所要の改正（引用条項の変更）

施行期日 公布の日

議案 9 小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改正する条例案

重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店（以下「旧日本郵船」という。）の管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の改正を行うもの

《改正内容》

- ① 指定管理者による管理

旧日本郵船の管理について、指定管理者に行わせる旨を規定

- ② 指定期間

旧日本郵船の指定管理者として指定する期間は、5 年以内とすることを規定

- ③ 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務として、旧日本郵船への入館の許可に関する業務、旧日本郵船の建物等の維持管理に関する業務等を規定

- ④ 開館時間等

旧日本郵船の開館時間、休館日等について規定（規則で規定していたものを条例で規定し直すもの）

- ⑤ 指定管理者による管理ができない場合等の措置

指定管理者による管理ができない場合等において、指定管理者が行うべき行為を教育委員会が行う旨を規定

- ⑥ 所要の改正

文言整理

施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

議案10 工事請負契約について

工 事 名 称 観光船ターミナル新築工事
契 約 金 額 5億8,300万円
契約の相手方 小樽市若竹町3番1号
近藤・西條共同企業体

議案11 工事請負契約について

工 事 名 称 港湾管理事務所新築工事
契 約 金 額 2億7,390万円
契約の相手方 小樽市若松1丁目7番18号
福島・大忠安藤共同企業体

議案12 工事請負変更契約について

第3号ふ頭小型船だまり整備工事の請負変更契約を締結するもの

- ① 契約金額
変更前 2億1,560万円
変更後 2億7,350万4,000円
- ② 契約の相手方
小樽市若竹町3番1号
近藤・小田・みかみ共同企業体

議案13 工事請負変更契約について

小中学校校舎冷房設備設置工事（忍路中央小ほか9校）の請負変更契約を締結するもの

- ① 契約金額
変更前 1億7,710万円
変更後 1億7,586万8,000円
- ② 契約の相手方
小樽市稲穂1丁目7番1号
丸コ・伴共同企業体

《対象となる小中学校》

- | | | | |
|--------------------|---------|-----------|---------|
| ① 忍路中央小学校（忍路中学校併置） | ② 塩谷小学校 | ③ 高島小学校 | |
| ④ 幸小学校 | ⑤ 長橋小学校 | ⑥ 手宮中央小学校 | ⑦ 稲穂小学校 |
| ⑧ 長橋中学校 | ⑨ 北陵中学校 | ⑩ 西陵中学校 | |

議案14 工事請負変更契約について

小中学校校舎冷房設備設置工事（花園小ほか8校）の請負変更契約を締結するもの

- ① 契約金額
変更前 1億6,170万円
変更後 1億6,428万5,000円
- ② 契約の相手方
小樽市入船4丁目31番16号
加藤・三央共同企業体

《対象となる小中学校》

- | | | | |
|---------|----------|---------|----------|
| ① 花園小学校 | ② 山の手小学校 | ③ 奥沢小学校 | ④ 潮見台小学校 |
| ⑤ 菁園中学校 | ⑥ 松ヶ枝中学校 | ⑦ 向陽中学校 | ⑧ 潮見台中学校 |
| ⑨ 桜町中学校 | | | |

議案15 工事請負変更契約について

小中学校校舎冷房設備設置工事（桜小ほか8校）の請負変更契約を締結するもの

① 契約金額

変更前 1億6,692万5,000円

変更後 1億7,020万5,750円

② 契約の相手方

小樽市入船5丁目24番7号

山吹・コマツダ共同企業体

《対象となる小中学校》

① 桜小学校

② 望洋台小学校

③ 朝里小学校

④ 張碓小学校

⑤ 桂岡小学校

⑥ 銭函小学校

⑦ 望洋台中学校

⑧ 朝里中学校

⑨ 銭函中学校

報告1 専決処分報告

地方税法の一部改正（令和6年2月21日公布、同日施行）に伴い、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除について、納税義務者から希望があれば、令和6年度の個人市民税に適用可能とするとともに、地方税法の一部改正（令和6年3月30日公布、同年4月1日施行等）に伴い、令和6年度の個人市民税について実施する特別税額控除（定額減税）に係る規定の整備など、令和6年度税制改正に伴う改正を行うため、小樽市税条例の一部を改正する条例を令和6年3月30日に専決処分したもの

施行期日 令和6年4月1日

（報 告 等）

・ 専決処分報告

令和6年1月19日に発生した市道水産学校裏通線における樹木の枝による車両損傷事故に係る損害賠償について、令和6年5月27日に専決処分したもの

賠償額 15万2,400円（車両修理費等）

発生場所 小樽市潮見台1丁目16番28号付近 市道水産学校裏通線上

・ 専決処分報告

令和6年1月10日に発生した市立山の手小学校の校舎屋根の雪下ろし作業中における車両損傷事故に係る損害賠償について、令和6年5月28日に専決処分したもの

賠償額 37万7,323円（車両修理費等）

発生場所 小樽市花園5丁目2番20号 市立山の手小学校敷地内

・ 専決処分報告

令和6年2月29日に発生した教育委員会の公用車による車両損傷事故に係る損害賠償について、令和6年5月29日に専決処分したもの

賠償額 27万4,819円（車両修理費等）

発生場所 小樽市天神1丁目7番11号 市立向陽中学校敷地内

・ 令和5年度小樽市一般会計の継続費の繰越報告

重要文化財旧日本郵船(株)小樽支店保存修理工事費の継続費逓次繰越額の確定に伴う報告

・ 令和5年度小樽市一般会計の繰越明許費の繰越報告

空調設備整備事業費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、橋りょう長寿命化事業費、色内ふ頭老朽化対策事業費、第3号ふ頭及び周辺再開発事業費（小型船だまり整備事業費）等の繰越額の確定に伴う報告

- ・ 令和5年度小樽市下水道事業会計予算額の一部繰越しについて

下水道マンホール蓋改築事業費、下水終末処理場汚水中継ポンプ場電気・機械設備等更新事業費及び色内ふ頭老朽化対策事業費の繰越額の確定に伴う報告

- ・ 経営状況を説明する書類の提出について（おたる自然の村公社）
- ・ 経営状況を説明する書類の提出について（小樽水族館公社）
- ・ 経営状況を説明する書類の提出について（小樽観光振興公社）

(追加予定議案)

- ・ 人権擁護委員候補者の推薦について

鈴木 美代子 氏 令和6年9月30日任期滿了

中 川 めぐみ 氏 //

安井能彦氏 //

竹 生 美 雪 氏 〃

※ 人事案件については、最終本会議の日に提案の予定です。